

**「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について  
(報告案)」に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について（案）**

**I. 概要**

平成22年12月に取りまとめた中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（第1次報告案）」につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成22年12月24日（金）～平成23年1月24日（月）
- ・告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

**II. 意見の提出状況**

○意見提出者数：52団体・個人

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	11
民間事業者	26
地方自治体	2
市民団体・その他の団体	1
個人	12
合計	52

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

○意見の内訳（事務局で整理した意見数：149件）

1. はじめに	0件
2. 検討事項	
(1) 「事故時の措置」の対象の考え方	
1) 事故の考え方	31件
2) 指定施設	36件
3) 対象項目	0件
(2) 指定物質の選定の考え方	
1) 選定にあたっての視点	2件
2) 選定の項目	18件
3) 考慮すべき事項	33件
3. 指定すべき物質	12件
4. 今後の課題	3件
5. おわりに	2件
その他	12件

**III. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方（案）**

別紙のとおり。

「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について(第1次報告案)」  
に対する意見の募集(パブリックコメント)の結果について(案)

1. はじめに  
意見なし

2. 検討事項

(1)「事故時の措置」の対象の考え方

1)事故の考え方

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
1	一部の特定施設は、指定施設に含まれるということだが、指定施設に含まれない特定施設から、非意図的に公共用水域へ指定物質が流出した場合の取扱いが不明瞭である。	1	指定物質を取り扱う施設は指定施設となるため、特定施設から指定物質が流出する場合には、その施設は指定施設に該当すると考えます。
2	下水道終末処理施設についての指定物質に関する事故時の措置については、下水処理場内で貯蔵等取り扱っているものについてのみが事故時の措置対象と考えるが如何か。	1	下水処理場で把握できない指定物質は対象とはならないと考えます。
3	水質汚濁防止法上の特定施設の設置届出を行っている事業所において、特定施設又はその施設に付随した施設で指定物質を使っているのならば、その旨水質汚濁防止法の変更届出等で示す必要があるのか。	1	改正水濁法の運用に関することですので、当専門委員会は判断する立場にありません。施行にあたっては関係機関にお問い合わせ願います。
4	指定物質が公共用水域等に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは具体的にそれぞれの指定物質ごとに許容限度が決まっているのか。それとも少量でも排出された場合、健康被害等があるものとして直ちに防止のための措置をとり所管の都道府県に届け出る必要があるのか。 現在指定物質を公共用水域に流している工場は、どのように考えれば良いのか。	1	指定事業場において事故が発生した場合に必要な対応を定めているものであり、通常時は対象外と考えます。
5	指定物質の中に、土壌・地下水中の汚染物質の対策に使用する薬剤(例. 鉄及びその化合物、過酸化水素)があるが、今後これらの成分について対策のために地下浸透させる場合の考え方はどうなるのか。	1	指定物質であっても、適正に利活用している場合は、事故時措置の対象とはならないと考えます。事故が発生し、指定物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときには、適切な措置を行うことが必要となると考えます。

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
6	<p>「被害が生ずるおそれ」の有無で事故時の措置を講ずる必要性を判断すべきとする。」ことについては、無と判断されることもあり、その判断の結果を問うことのないようお願いしたい。</p>	1	<p>事故が発生し、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある時には、直ちに応急の措置を講ずることが改正水濁法の趣旨であると考えます。</p>
7	<p>従来の水質汚濁防止法第14条の2における「事故」は健康項目及び生活環境項目の基準値によって事故であるや否かが自主的若しくは行政により判断しうるものですが、指定物質については規制基準が存在しない。どのようにして事故であるや否かを判定するのか。どのようなものが「事故」の基準となるのか明確にしていきたい。</p>	1	<p>公共用水域における水質事故が増えていることを背景に、改正水濁法において、事故時の措置の対象となる汚水の種類及び事業者の範囲が拡大されました。指定物質は、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を選定しており、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときには、直ちに事故時の措置を講ずるべきと考えます。</p>
8	<p>「被害が生ずるおそれ」の判断については、具体的な判断実施者及びその判断基準を明確にすべきである。</p>	3	<p>有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときには、直ちに事故時の措置を講ずるべきと考えます。</p>
9	<p>物質番号35～59の化学物質については、過去の事故事例のみから指定物質として選定されているが、その選定基準が不明である。どの程度の事故を発生させると選定対象になるのか、具体的な基準・目安を説明するか、物質毎の個票において過去の事故事例(事故の規模や発生頻度など)を紹介するべきである。</p>	1	<p>なお、事故に該当するかどうかの判断の参考になる具体的な事例についても、環境省において通知等で知らせることを検討すべきと考えます。</p>
10	<p>事故が起きてしまった場合の修復作業についても、基準やガイドラインなどが必要と考えられる。</p>	1	<p>事故の考え方については従来対象としてきたものと同じであり、事故後の修復作業についても同様であると考えます。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「天災を含む不可抗力による事故」は法の対象外としていただきたい。</li> <li>・ 「指定施設の破損その他の事故」については、天災を含む不可抗力による事故、自然災害等が原因で起きる施設の破損等による漏洩に続く放流は含むべきでない。</li> </ul>	19	<p>水質汚濁防止法の目的は、公共用水域及び地下水の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護すると共に生活環境を保全することであるため、事故については、従来から人為的な事故に限らず、天災を含む不可抗力による事故も含んでいると考えます。</p>

## 2) 指定施設

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
12	対象物質を1日OL、若しくは1ヶ月OL以上使用した施設を特定施設とし、使用量により特定施設の認定基準を設けた方が良いと思う。	1	改正水濁法では、指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設は指定施設になっていると考えます。
13	貯蔵量などの要件を定めることで、表2のイに該当する指定施設の分類が可能になる。施設要件を明確にすべきである。	1	
14	貯蔵施設も該当するということが、配送業者、販売業者等の倉庫に一時保管される場合は、貯蔵とみなすのか。小分けされた試薬瓶で一定数量以上保管されることもあるので、定義を明確にすべきである。	1	改正水濁法の解釈については、当専門委員会は判断する立場にありません。具体的な事例については施行に当たり適宜関係機関にお問い合わせ願います。
15	指定施設における製造、貯蔵、処理施設とはどのような要件を満たすものが該当するのか明確にしていきたい。	1	
16	今回の法令改正で指定施設の定義がされたが、今後貯油施設を含めた指定施設等の設置届出の創設はないのか。	1	
17	指定施設を設置した指定事業場に対して事故時の措置の義務化に関しては、指定物質の地下水汚染の影響の大きさを考慮して、段階的に実施されるように猶予措置を講じるべきである。	15	公共用水域における水質事故が増えていることを背景に、改正水濁法において、事故時の措置の対象となる汚水の種類及び事業者の範囲が拡大されました。指定物質は、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であり、過去の事故事例も参考に選定しています。改正水濁法の趣旨に鑑みれば、緊急に対応することが必要であると考えます。 なお、科学的知見や水質事故の発生情報の集積により、指定物質の追加については必要に応じて行っていくべきであると考えます。
18	指定事業場における事故時においても、応急措置と届出の義務を課すことに関しては、指定物質の地下水汚染の影響の大きさを考慮して、段階的に実施されるように猶予措置を講じるべきである。	16	

### 3)対象項目

意見なし

#### (2)指定物質の選定の考え方

##### 1)選定にあたっての視点

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
19	選定の視点に、水生生物への悪影響や生活環境への悪影響を謳うのであれば、「人の健康等に被害が・・・」とせず、明確に書くべき。	1	選定の視点については、答申のP3(2)指定物質選定の考え方1)選定にあたっての視点において、①人の健康被害、②水道水質への悪影響、③水生生物への悪影響、④生活環境への悪影響について明確に記載しています。
20	「水浴、沿岸の散歩、自然探勝」は削除または表現を変えていただきたい。	1	水質が悪化すると、悪臭等により、水浴、沿岸の散歩、自然探勝にも影響があると考えられるため、表現はそのままとしました。また、水浴、沿岸の散歩、自然探勝については、水環境に含まれる概念であり、水環境保全の観点から記載しています。

##### 2)選定の項目

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
21	地下水汚染に関する原因物質を環境基準、要監視項目など網羅的に範囲を拡大すべきではなく、深刻な人の健康又は生活環境に係る被害を及ぼしている物質に限定して考えるべきである。	18	指定物質は、「指定物質を含む水が公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある」物質を選定しており、人の健康の保護や生活環境の保全の観点より有害性や存在状況から規制の対象となってきた物質や、水道水において水質の管理対象となっている物質に加えて、事故の起こりやすさという観点から、近年において発生した水質事故の原因となっている物質を対象とすることとしました。

### 3) 考慮すべき事項

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
22	濃度や漏えいした量を物質ごと、水域毎に基準値を規定すべき。	1	
23	「事故時の措置を講ずべき漏えい量などの数値による基準は設けられておらず、人の健康の保護などに被害が生じるおそれがあると認められるときは、濃度や漏えいした量とは無関係に事故時の措置を講ずる必要がある。」とあるが、誰が、どのような根拠で、人の健康などに被害が生じるおそれがあると認められると判断するのか不明確である。	1	
24	「指定物質には濃度による基準を設けることは適当ではなく、水溶液等の濃度とは無関係に「被害が生ずるおそれ」の有無で事故時の措置を講ずる必要性を判断すべきとする。」とあるが、「被害が生ずるおそれ」を誰が、どういう根拠で判断するのか不明確である。	1	公共用水域における水質事故が増えていることを背景に、改正水濁法において、事故時の措置の対象となる汚水の種類及び事業者の範囲が拡大されました。指定物質は、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を選定しており、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときには、直ちに事故時の措置を講ずるべきと考えます。
25	「事故」の定義について、排水基準等がある物質等については(排水基準との対比により)判断が可能かもしれないが、排水基準がない物質については、事業者あるいは自治体が、「被害のおそれ」の有無を判定することは困難である。生活環境項目に関連する物質として、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、などがあげられているが、例えば、鉄及びその化合物は、排水基準のある溶解性鉄のみにするなどの対応が必要ではないか。	2	なお、事故に該当するかどうかの判断の参考になると考えられる具体的な事例についても、環境省において通知等で知らせることを検討すべきと考えます。
26	事故時の措置を講じるべきは汚染原因者である原則を守るべきである。そのためには、汚染物質の濃度や漏えいした量、汚染箇所を特定した上で、事故時の措置を講じるべきである。	14	
27	濃度や量の基準を設定した方が良いのではないかと。 指定物質の濃度の下限の指定を設けていただきたい。	2	
28	「事故時の措置を講ずべき漏えい量などの数値による基準は設けられておらず、人の健康などに被害が生じるおそれがあると認められるときは、濃度や漏えいした量とは無関係に事故時の措置を講ずる必要がある」→「濃度や漏えいした量を考慮し、人の健康などに被害が生じるおそれがあると認められるときは事故時の措置を講ずる必要がある」とすべき。	1	公共用水域における水質事故が増えていることを背景に、改正水濁法において、事故時の措置の対象となる汚水の種類及び事業者の範囲が拡大されました。指定物質は、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を選定しており、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときには、直ちに事故時の措置を講ずるべきと考えます。
29	有害物質等は排出規制があり、その濃度未满是「事故時の措置」の対象外である。有害物質に比べ、人体、環境に与える影響が小さい指定物質に排出規制が無いのは合理性に欠けるのではないかと。	1	

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
30	「なお、廃棄物は多種類の指定物質を含有している可能性が高く、その種類及び濃度を把握することが困難であるため、廃棄物処理施設の破損等で漏洩事故が発生した場合は、指定物質の濃度把握等に優先して事故時措置を講ずることが必要であると考えられる。」については、既に廃棄物の処理及び清掃に関する法律により事故時の措置が定められているため削除すべき。	3	改正水濁法における指定物質に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における事故時の措置にとどまらず、人の健康への影響も含めて事故時の措置が義務づけられていると考えます。
31	溶解性の規定について、「水環境中への溶解性については、溶解性の低い物質であっても粒子状物質など流出時の物質の形状により水環境に大きく影響を及ぼす場合が想定されることから、指定物質について溶解性の規定は設けない。」とあるが、水環境に大きく影響を及ぼす場合が想定されるとは、具体的にどのような場合か明確にすべき。	1	例えば、水に不溶のクロロデンが河川に流出したことで魚が大量死した事例がありました。また、形状により影響を及ぼすものとしては、粒子状物質の濃度の増減によって、水道浄水の操作が困難になるなどの障害が生じることが考えられます。
32	「物質の形状により水環境に大きく影響を及ぼす場合」にどのような場合が該当するのか具体的に示していただきたい。	1	
33	事故について迅速な届出をすることは当然と考えるが、溶解性の低いものも含めると、地下水から検出されただけで、因果関係が明確でなくても漏えいの事実を秘匿したかのように取り扱われ、冤罪の温床とならないか。溶解性の低いものは含めるべきではない。	1	検出されるか否かにかかわらず、事故が生じた際に必要な措置をとっていただくものであると考えます。
34	「特定の金属及びその化合物」という指定の方法は、物質を指定するに当たってあまりにも大括りな指定方法であり不適當である。金属化合物も、他に化学物質と同じに扱うべきであり、指定物質として個々の物質を特定した指定とするべきである。「ナトリウム及びその化合物」を対象から外しておいて、銅・鉄・アルミニウムのようにナトリウムより更に問題の少ない金属を指定するのでは筋が通らない。	3	銅については、排水基準項目、要監視項目、水質基準項目、水質管理目標設定項目が設定されており、鉄については、排水基準項目、水質基準項目が設定されています。また、アルミニウムについては水質基準項目、水質管理目標設定項目が設定されています。これらの物質については、人の健康被害や水道水質への悪影響の観点等から事故時に適切な措置をとることが必要であると考えます。
35	「亜鉛及びその化合物」、「銅及びその化合物」の「亜鉛」、「銅」のようにメタル表記のものがいくつか上げられているが、メタルが公共用水域に多量に排出されるような事故の事例があればお示しいただきたい。このような表記は外すべきであり、もしそのような排出事故の可能性のあるのならその形態等を明示すべきである。	1	事件事例があるものについては、報告書の別添2に事件事例を示しており、例えば金属化合物では硫酸銅による事件事例があります。

### 3. 指定すべき物質

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
36	対象となる指定物質及び指定事業場は、基本的にPRTR法に示された第一種指定化学物質及び第一種指定化学物質等取扱事業者の全てと、報告案の別表に示された物質にするべきである。	1	公共用水域における水質事故が増えていることを背景に、改正水濁法において、事故時の措置の対象となる汚水の種類及び事業者の範囲が拡大されました。 指定物質の選定に当たっては、人の健康の保護や生活環境の保全の観点より有害性や存在状況から規制の対象となってきた物質や、水道水において水質の管理対象となっている物質に加えて、事故の起こりやすさという観点から、近年において発生した水質事故の原因となっている物質を対象とすることとしました。 なお、科学的知見や水質事故の発生情報の集積により、指定物質の追加については必要に応じて行っていくべきであると考えています。
37	指定すべき物質に関して、化学情報学的により合理的な管理を進めるため、類似の分子構造を持ち、かつ同様の毒性発現機構(毒性学的特徴)を持つ物質を包括群指定すべき。	1	
38	塩化ビニルモノマーは、俗称であり化審法等で使っている「クロロエチレン」とすべき。	1	塩化ビニルモノマーの名称については水質汚濁防止法施行令において、既に使用例があるためその名称を使用しました。他法令との整合については今後の検討課題と考えます。
39	「地下浸透規制が検討されている塩化ビニルモノマー及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン」を削除していただきたい。指定物質リストから、トランス-1, 2-ジクロロエチレン、及び塩化ビニルモノマーを除外していただきたい。	2	塩化ビニルモノマー及びトランス-1, 2-ジクロロエチレンについては、人の健康に関連する物質として地下水環境基準が定められている他、公共用水域に係る要監視項目として定められている項目であり、人の健康被害防止の観点から選定しています。
40	塩素酸及びその塩類については、次亜塩素酸ソーダの分解により生じる場合があり、事業者において意識せず貯蔵している場合があるが、その場合も事故が生じたときには届出を行う必要があるのか。	1	報告案において、「水中で分解または生成等されるために、有害性の判断や原因物質の指定が困難な項目…(中略)…については、指定物質としての指定が困難であることから、今後の新たな科学的知見に基づき、それらの項目について検討を行っていくべきである。」としています。次亜塩素酸ソーダの分解については今後の検討課題であると考えます。
41	アルミニウム及びその化合物は指定物質候補から除外するべきである。	2	
42	「アルミン酸ソーダ」と「塩化アルミニウム」を指定して、「アルミニウム及びその化合物」は指定リストから外すべきである。	1	アルミニウム及びその化合物は、水道水質基準が定められている他、水質管理目標設定項目として定められている項目であり、水道水として適切な品質を確保することが困難となるような、浄水処理の対応が難しい物質の流入による悪影響が懸念されるという観点から選定しています。 また、水道水質基準においても「アルミニウム及びその化合物」と記載されています。
43	指定物質を規定する際に、単体金属についてはその有害性を考慮していただきたい。特に単体アルミニウムは除外していただきたい。	1	
44	毒物・劇物を取り扱う事業者は、事故の際の措置として、改正後の水質汚濁防止法と同様の応急措置と届出義務が課せられており、二重の法規制は行うべきでなく、毒物・劇物は指定物質から除外すべきである。	2	水質汚濁に係る人の健康又は生活環境の保全上の支障防止の観点から、毒物及び劇物に関して行う保健衛生上の危害の防止にとどまらず、広く事故時の措置を講ずるべきと考えます。



#### 4. 今後の課題

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
45	事故時の措置として、事故発生時に直ちに関係機関へ「通報」することも検討事項として追加するべきである。	1	届出を受けた都道府県が関係機関に連絡するものと考えます。
46	指定物質の濃度の下限の指定を設けていただきたい。選定に当たって検討した項目のうち、臭気や味…とあるが、味は削除していただきたい。	1	味は性状を表す項目であり、現時点では、指定物質としての指定は困難であると考えます。 今後の新たな科学的知見の蓄積状況を見ながら検討を行うべきと考えます。
47	CODやBOD等の有機汚濁指標も指定物質になるのではないか。	1	CODやBOD等は性状を表す項目であり、指定物質としての指定が困難であることから、指定すべき物質としませんでした。 なお、今後の新たな科学的知見に基づき、これらの項目についても検討を行っていくべきと考えます。

#### 5. おわりに

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
48	「自治体やNPO等の関係団体と連携を図りつつ」を「自治体や産業界、NPO等の関係団体と連携を図りつつ」とすべき。	1	御意見をふまえ、以下のとおり追記します。 「今後、周知にあたっては自治体や産業界、NPO等の関係団体と連携を図りつつ、周知方法等については検討することが必要であると考え。」
49	「周知方法等について検討することが必要であるとする」を「指定施設に関するガイドラインの作成や周知方法等について検討することが必要である」とすべき。	1	御意見をふまえ、以下のとおり追記します。 「環境省においては、自治体等の意見を聴いた上で、必要に応じ、具体的な事例も含めて通知等を分かりやすいものとするなど、工夫をはかられたい。」

#### その他

番号	意見の概要	件数	意見に対する考え方(案)
50	塩化ビニルモノマーを新たな環境基準の指定項目候補から除外すべき。	12	環境基準については環境基準健康項目専門委員会において検討されており、本専門委員会の検討対象外です。